

奈良県地域公共交通計画の改定について

令和8年2月16日

奈良県県土マネジメント部

リニア・地域交通課

奈良県地域公共交通計画

県では、「基本計画」の取組を推進し、地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせや移動環境の向上・利用促進など具体的な取組を定めるものとして、令和5年3月に「奈良県地域公共交通計画」を策定

<奈良県公共交通基本計画>

- ・公共交通に関する施策を実施するにあたっての基本的な方針を定めたもの
- ・総合的な視点から公共交通のあるべき姿を見据え、他の行政分野との連携を図りながら、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定めるもの

<奈良県地域公共交通計画> ※「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき策定

- ・「基本計画」に基づいて方針や目標等を設定した上で、**県内のエリア毎に**、公共交通に関する目標を達成するための事業や事業の達成状況の評価に関する事項など、**より具体的かつ個別の取組（公共交通とまちづくりのデッサン）を定める。**
- ・国庫補助「地域公共交通確保維持事業」において、**地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置づけの補助要件化**（計画と補助制度の連動化）

『公共交通とまちづくりのデッサン』 <毎年度改定>

複数の市町村を跨ぐバス路線や市町村連携コミバスについて、路線毎に必要性や運営の効率性に係る診断「**バスカルテ**」を踏まえてデッサンを更新

<対象区域>

- 奈良県全域（具体的な取組の対象区域は**18エリア**）

<事業と実施主体>

- 県、市町村、交通事業者 等

公共交通とまちづくり等の検討プロセス

<改定「基本計画」における「公共交通とまちづくり等の検討プロセス」>

STEP1

- 複数の市町村を跨ぐバス路線や市町村連携コミュニティバスについて、路線毎に**必要性や運営の効率性に係る「診断」**を実施。（「バスカルテ」の作成〔継続〕）
- 他の交通モードや利用状況等についても共有。

STEP2 (強化)

- 「路線別検討会議」を「**エリア公共交通検討会議**」に改組。
- 行政、交通事業者、地域づくり団体**など**多様な関係者が参画**。
- 診断結果を踏まえ、広域バス路線に加え、鉄道、タクシーなど既存の他交通モードや施設バスなど、地域の輸送資源を総合的に捉え、公共交通全体の維持・充実についてワークショップ等も活用し協議。

STEP3

- 対象区域、取組の実施主体や役割分担を明らかにした「**公共交通とまちづくりのデッサン**」を作成（毎年度改定）。〔継続〕

STEP4 (新規)

- 路線の抜本的な再編や施設整備など、一定期間を要する特に重要な取組を3～5年を期間とする「**重点取組事項**」として位置付け。

STEP5

- 「重点取組事項」やその他「公共交通とまちづくりデッサン」に基づく取組を関係者が連携して実施。
- 県は、「重点取組事項」を優先的に支援。